

兵高教組 2024年12月20日
確定速報 No.7
調査情報 No.26

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185
URL: http://www.hyogo-kokyoso.com
mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

12月23日の週に賃金改定分の「差額」が支給されます！

若年層35万~高齢層6万円

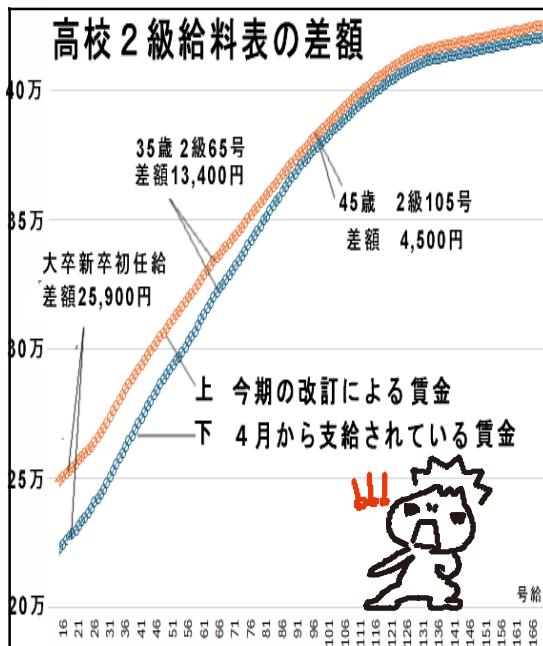
12月2日に今年度の高教組と県教委との賃金権利確定の交渉が終わり、内容は「調査情報 25」でお知らせした通りです。私たち教職員の賃金は組合と県教委との交渉で決まります。賃金は、民間とは異なり、4月からの賃金は「仮り」賃金として支給され、交渉が決まった後、遡って改善された分＝「差額」として12月27日までに支給されます。

平均3.0%の賃上げだが 若年層に厚く高齢層に薄い 給料表の改訂

県教委は「人事委員会勧告通り給料表を改定・・・平均3.0%の増額改定」と高教組に提示しました。人事委員会は、「給料表を別記（人事院のモデル給料表）と改定すること」としており、それを表すと、若年層に厚く、高齢層に薄い賃上げ幅となっています（右グラフ）。

- 大卒新卒初任給 2級17号
226,100円→252,000円
差額 25,900円
- 25歳教諭 2級25号
238,100円→262,100円
差額 24,000円
- 35歳教諭 2級65号
322,000円→335,400円
差額 13,400円
- 45歳教諭 2級105号
387,700円→392,400円
差額 4,700円

注。年齢と号俸は必ずしも一致していません。



差額支給を計算してみましょう！



<計算の仕方>

- ① 改訂後の賃金(a) - 改定前の賃金 = A
例 2級25号の場合 $262,100 - 238,100 = 24,000 (A)$
- ② 賃金改定前に支給されていた賃金の月額
1 4~12月=9ヶ月(B)
2 7月一時金(2.225月分)+12月一時金(2.225月分) = 4.5月分(C)
- ③ 賃金改定で一時金0.10月分アップ分(D)
 $A(\text{差額分}) \times (B(9) + C(4.5)) + a \times D(0.1) = \text{差額支給分}$
例 $24,000円 \times (9+4.5)月 + 262100 \times (0.1)月 = 350,210円$
13.6月

※改定前後の教育職1・2・3級の号給の差額一覧を高教組HPにUPしています。

一例 35歳教諭	2級65号	241,440円
45歳教諭	2級105号	106,560円
55歳教諭	2級148号	102,710円



差額はこれだけではありません！

上記の計算の他に、以下の各手当も加算されて支給されます。

- ※教職調整額・地域手当・義務教育等特別手当
- ※障害児学校の給料の調整額、産業教育手当、定通手当
- ※扶養手当、寒冷地手当

上記手当のうち、寒冷地手当の昇給分(差額分)は、1月の賃金に上乗せされる形で支給されます。

なお、保険料等控除の年末調整は、これらとは全く異なります。